

Q & A

Q1: これまでの災害で災害用井戸が活用された事例はありますか？

A1: 阪神・淡路大震災、東日本大震災、熊本地震や西日本豪雨では、生活用水として井戸水が貴重な水源になるなど、災害時に災害用井戸が活用され役立てられた事例は全国で多数報告されています。

Q2: 井戸を生活用水として利用するにはどのように手入れをしていたらよいですか？

A2: ○井戸には蓋をし、落ち葉やゴミなど異物がはいらないようにしましょう。

○こまめに使用し、水が停滞しないようにしましょう。

○井戸の周りは清潔にしておきましょう。

○可能であれば周りに柵を設け、動物の侵入を防ぎましょう。

○蓋には鍵をかけ、関係者以外が近づかないようにしておきましょう。

※ 洗車、庭の草木の水やりなど、こまめに井戸水を使い、定期的に透明なガラスで水が濁っていないか、臭いが出ていないかなど確認しておくのも大事なことです。

Q3: 井戸水を利用するときに町の補助金がありますか？町で水質検査はしますか？

A3: 助け合いの精神に基づくものですので、現時点、町の補助金はありません。また、生活用水としての利用を原則としますので、町が水質検査を行うことはありません。

Q4: 登録したら、井戸水の提供は強制ですか？

A4: 災害時協力井戸に登録しても、提供することを強制するものではありません。門を勝手に開けて入られるというわけではありません。家財などの家の中、家族の体調をしっかりと確認して、今は提供できる体制ではないというときは、お断りしても大丈夫です。

提供してもらえる側も、自分でポリタンクなどは用意しなければいけません。

Q5: 登録を取り止めることはできますか？申請は必要ですか？

A5: 登録を取り止めることはできます。当然、家庭の状況により継続できないことはあります。

取り止める際には、町役場総務課消防・防災担当 (Tel52-5802) までお電話ください。

「登録解除申請書」を郵送します。